

別添 1

平成二十六年内閣府・総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 三 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 四 健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第二条 法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法による被保険者（回法附則第三条の特例退職被保険者を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務（前条第二号に掲げるものを除く。）
- 二 健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務（前条第三号及び前号に掲げるものを除く。）
- 三 健康保険法第五十一条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（前条第四号に掲げるものを除く。）
- 四 健康保険法第五十二条、第五十三条又は第二百二十七条の保険給付の支給に関する事務
- 五 健康保険法第七十五条の二第一項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）の一部負担金に係る措置に関する事務
- 六 健康保険法第五百五十条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務
- 七 健康保険法第六百六十四条の任意継続被保険者（回法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第六百六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務

第三条 法別表第一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 二 船員保険法による被保険者資格証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 船員保険法第二十七条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

第四条 法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法による被保険者若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務（前条第一号に掲げるものを除く。）
- 二 船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は年金証書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 船員保険法第二十九条又は第三十条の保険給付の支給に関する事務
- 四 船員保険法第五十七条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 五 船員保険法第一百一十一条第一項又は第三項の保健事業又は福祉事業の実施に関する事務
- 六 船員保険法第二百二十七条の疾病任意継続被保険者の保険料の納付又は同法第二百二十八条の疾病任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務
- 七 船員保険法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 八 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務

第五条 法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による年金である保険給付（回法第十二条の八第三項の傷病補償年金又は同法第二十三条第一項の傷病年金を除く。）の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 二 労働者災害補償保険法による年金である保険給付の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この条において同じ。）の受理又はその請求等に係る事実についての審査に関する事務
- 三 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金の支給の決定に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 四 労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 五 労働者災害補償保険法第二十二條の三第二項の障害一時金の支給の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 六 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第四条の障害特別支給金、同令第五条の遺族特別支給金、同令第五条の二の傷病特別支給金、同令第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 七 労働者災害補償保険法による年金である保険給付又は労働者災害補償保険特別支給金支給規則による年金である特別支給金の各支払期月（労働者災害補償保険法第九条第三項ただし書又は労働者災害補償保険法特別支給金支給規則第十三条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務
- 八 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号による社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 九 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第二号による社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費の支給を受ける権利に係る請求等の受理又はその請求等に係る事実についての審査に関する事務

- 第六条 法別表第一の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [災害救助法](#)（昭和二十二年法律第百十八号）[第七条第五項](#)の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 二 [災害救助法第十二条](#)の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 第六条の二 法別表第一の六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [職業安定法](#)（昭和二十二年法律第百四十一号）[第五条の六第一項](#)の求職の申込みの受理に関する事務
 - 二 [職業安定法第五条の六第二項](#)の試問及び技能の検査に関する事務
 - 三 [職業安定法第十九条](#)の公共職業訓練のあっせんに関する事務
 - 四 [職業安定法第二十三条](#)の適性検査に関する事務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、[職業安定法第五条第三号](#)の職業紹介又は[同条第五号](#)の職業指導に関する事務
- 第七条 法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）[第六条の四第一号](#)の養育里親若しくは[同条第二号](#)の養子縁組里親の登録、[同条第三号](#)の里親の認定若しくは[同法第十九条の三第一項](#)の小児慢性特定疾病医療費若しくは[同法第二十四条の三第一項](#)の障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 [児童福祉法第十九条の二第一項](#)の小児慢性特定疾病医療費、[同法第二十条第一項](#)の療育の給付、[同法第二十四条の二第一項](#)の障害児入所給付費、[同法第二十四条の六第一項](#)の高額障害児入所給付費、[同法第二十四条の七第一項](#)の特定入所障害児食費等給付費又は[同法第二十四条の二十一第一項](#)の障害児入所医療費の支給に関する事務
 - 三 [児童福祉法](#)による医療受給者証又は入所受給者証に関する事務
 - 四 [児童福祉法第十九条の五第二項](#)の医療費支給認定の変更にに関する事務
 - 五 [児童福祉法第十九条の六第一項](#)の医療費支給認定の取消し又は[同法第二十四条の四第一項](#)の入所給付決定の取消しに関する事務
 - 六 [児童福祉法第三十三条の六第一項](#)（[同条第六項](#)において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - 七 [児童福祉法第三十四条の十九](#)の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成に関する事務
 - 八 [児童福祉法第五十六条第一項](#)の負担能力の認定又は[同条第二項](#)の費用の徴収に関する事務
 - 九 [児童福祉法第五十七条の四第二項](#)又は第三項の資料の提供等の求めに関する事務
 - 十 [児童福祉法施行規則](#)（昭和三十二年厚生省令第十一号）[第七条の九第三項](#)若しくは[第二十五条の七第七項](#)の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 第八条 法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [児童福祉法第二十一条の五の三第一項](#)の障害児通所給付費、[同法第二十一条の五の四第一項](#)の特例障害児通所給付費、[同法第二十一条の五の十二第一項](#)の高額障害児通所給付費、[同法第二十一条の五の二十九第一項](#)の肢体不自由児通所医療費、[同法第二十四条の二十六第一項](#)の障害児相談支援給付費又は[同法第二十四条の二十七第一項](#)の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
 - 二 [児童福祉法第二十一条の五の六第一項](#)の通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 [児童福祉法](#)による通所受給者証に関する事務
 - 四 [児童福祉法第二十一条の五の八第二項](#)の通所給付決定の変更にに関する事務
 - 五 [児童福祉法第二十一条の五の九第一項](#)の通所給付決定の取消しに関する事務
 - 六 [児童福祉法第二十一条の六](#)の障害福祉サービスの提供に関する事務
 - 七 [児童福祉法第二十四条第三項](#)の調整又は要請に関する事務
 - 八 [児童福祉法第二十四条第四項](#)から第六項までの措置に関する事務
 - 九 [児童福祉法第五十六条第二項](#)の費用の徴収に関する事務
 - 十 [児童福祉法第五十七条の四第一項](#)の資料の提供等の求めに関する事務
 - 十一 [児童福祉法施行規則第十八条の六第七項](#)の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 第九条 法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [児童福祉法第二十二条第一項](#)の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - 二 前号に掲げるもののほか、[児童福祉法第二十二条第一項](#)の助産施設における助産の実施に関する事務
 - 三 [児童福祉法第二十三条第一項](#)の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - 四 前号に掲げるもののほか、[児童福祉法第二十三条第一項](#)の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
- 第十条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [予防接種法](#)（昭和三十二年法律第六十八号）[第五条第一項](#)又は[第六条第一項](#)若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務
 - 二 [予防接種法第五条第一項](#)又は[第六条第一項](#)の予防接種の実施の指示に関する事務
 - 三 [予防接種法第六条第三項](#)の予防接種の実施に必要な協力に関する事務
 - 四 [予防接種法第十五条第一項](#)の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 五 [予防接種法第十五条第一項](#)の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
 - 六 [予防接種法第二十八条](#)の実費の徴収に関する事務
- 第十一条 法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [身体障害者福祉法](#)（昭和二十四年法律第百八十三号）[第十五条第一項](#)の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 [身体障害者福祉法第十六条第一項](#)又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務
 - 三 [身体障害者福祉法施行令](#)（昭和三十五年政令第七十八号）[第九条第一項](#)の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務
 - 四 [身体障害者福祉法施行令第九条第二項](#)若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 五 [身体障害者福祉法施行令第十条第一項](#)又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
- 第十二条 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [身体障害者福祉法第十八条第一項](#)の障害福祉サービスの提供又は[同条第二項](#)の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
 - 二 [身体障害者福祉法第三十八条第一項](#)の費用の徴収に関する事務

第十三条 削除

第十四条 法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律](#)（昭和二十五年法律第二百二十三号）[第三十一条](#)の費用の徴収に関する事務
- 二 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項](#)の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第四項](#)の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二第二項](#)若しくは第三項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）[第十条の二第二項](#)の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務
- 五 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第一項](#)の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務
- 六 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第七条第二項](#)若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 七 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第九条](#)の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十条第一項](#)の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務

第十五条 法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [生活保護法](#)（昭和二十五年法律第百四十四号）[第十九条第一項](#)の保護の実施に関する事務
- 二 [生活保護法第二十四条第一項](#)の保護の開始若しくは[同条第九項](#)の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 [生活保護法第二十五条第一項](#)の職権による保護の開始又は[同条第二項](#)の職権による保護の変更に関する事務
- 四 [生活保護法第二十六条](#)の保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 [生活保護法第二十九条第一項](#)の資料の提供等の求めに関する事務
- 六 [生活保護法第五十五条の四第一項](#)の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 [生活保護法第五十五条の五第一項](#)の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 [生活保護法第六十三条](#)の保護に要する費用の返還に関する事務
- 九 [生活保護法第七十七条第一項](#)又は[第七十八条第一項](#)から第三項までの徴収金の徴収（[同法第七十八条の二第一項](#)又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第十六条 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、[地方税法](#)（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は[特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律](#)（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条 法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、[地方税法](#)による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十八条 法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [公営住宅法](#)（昭和二十六年法律第百九十三号）[第十六条第一項](#)若しくは[第二十八条第二項](#)の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- 二 [公営住宅法第十六条第四項](#)若しくは[第二十八条第四項](#)の収入の把握に関する事務
- 三 [公営住宅法第十六条第五項](#)（[同法第二十八条第三項](#)及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは[同法第十八条第二項](#)の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 [公営住宅法第十八条第一項](#)の敷金の徴収に関する事務
- 五 [公営住宅法第十九条](#)（[同法第二十八条第三項](#)及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 [公営住宅法第二十五条第一項](#)の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- 七 [公営住宅法第二十七条第五項](#)若しくは第六項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 八 [公営住宅法第二十九条第一項](#)又は[第三十二条第一項](#)の明渡し請求に関する事務
- 九 [公営住宅法第二十九条第六項](#)の家賃の決定又は[同条第七項](#)の金銭の徴収に関する事務
- 十 [公営住宅法第二十九条第八項](#)の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
- 十一 [公営住宅法第三十条第一項](#)のあっせん等に関する事務
- 十二 [公営住宅法第三十四条](#)の収入状況の報告の請求等に関する事務
- 十三 [公営住宅法第四十八条](#)の条例で定める事項に関する事務

第十九条 法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [戦傷病者戦没者遺族等援護法](#)（昭和二十七年法律第二百二十七号）による給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 二 [戦傷病者戦没者遺族等援護法](#)による給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 三 [戦傷病者戦没者遺族等援護法](#)による給付の支給を受けている者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 四 [戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則](#)（昭和二十七年厚生省令第十六号）[第四十条第一項](#)の年金証書等に関する事務

第二十条 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [未帰還者留守家族等援護法](#)（昭和二十八年法律第百六十一号）[第五条第一項](#)の留守家族手当、[同法第十六条第一項](#)の葬祭料、[同法第十七条第一項](#)の遺骨の引取りに要する経費若しくは[同法第二十六条](#)の障害一時金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 [未帰還者留守家族等援護法第十一条第二項](#)若しくは[未帰還者留守家族等援護法施行規則](#)（昭和二十八年厚生省令第四十二号）[第五条](#)若しくは[第七条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 三 [未帰還者留守家族等援護法第十二条第一項](#)の留守家族手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十条の二 法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [私立学校教職員共済法](#)（昭和二十八年法律第二百四十五号）による加入者（[同法第二十五条](#)において読み替えて準用する[国家公務員共済組合法](#)（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則[第十二条第三項](#)の特例退職加入者を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
- 二 [私立学校教職員共済法第十四条第一項](#)の加入者（第六号において「加入者」という。）の資格の得喪に関する事務
- 三 [私立学校教職員共済法第二十条第一項](#)又は第三項の短期給付の支給に関する事務
- 四 [私立学校教職員共済法](#)による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 五 [私立学校教職員共済法第二十条第二項](#)の退職等年金給付の支給に関する事務
- 六 加入者に係る標準報酬月額（[私立学校教職員共済法第二十二條第一項](#)の標準報酬月額をいう。）、標準賞与額（[同法第二十三条第一項](#)の標準賞与額をいう。）又は加入者期間（[同法第十七条第一項](#)の加入者期間をいう。）に関する事務
- 七 [私立学校教職員共済法第二十五条](#)において準用する[国家公務員共済組合法](#)第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
- 八 [私立学校教職員共済法第二十五条](#)において読み替えて準用する[国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項](#)の任意継続加入者（[同法附則第十二条第八項](#)の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は[同法第二百六条の五第三項](#)の任意継続加入者の掛金の前納に関する事務
- 九 [私立学校教職員共済法第二十六条第一項](#)（第二号から第四号までを除く。）又は第二項の福祉事業の実施に関する事務
- 十 [私立学校教職員共済法](#)による掛金に関する事務
- 十一 [私立学校教職員共済法](#)による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用証又は限度額適用認定証に関する事務
- 十二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の[私立学校教職員共済法第十四条第一項](#)の加入者の資格の得喪に関する事務
- 十三 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条の給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

第二十一条 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [国税収納金整理資金に関する法律](#)（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（[同法第八条第一項](#)に規定する国税等をいう。以下この条において同じ。）の調査決定、納入の告知、資金徴収簿の登記その他の国税等の徴収に関する事務
- 二 [国税収納金整理資金に関する法律](#)による国税等の収納金の領収、収納金の払込みその他の国税等の収納に関する事務
- 三 [国税収納金整理資金に関する法律](#)による国税等の支払の決定、支払命令、資金支払簿の登記その他の国税等の債権者への支払に関する事務

第二十一条の二 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

- 一 [厚生年金保険法](#)（昭和二十九年法律第百十五号）による[同法第二条の五第一項第一号](#)に規定する第一号厚生年金被保険者（以下この項において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第一号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給に関する事務
- 五 第一号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他[厚生年金保険法](#)の規定による徴収金に関する事務
- 六 [厚生年金保険法第百条の二第五項](#)の資料の提供等の求めに関する事務

2 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

- 一 [厚生年金保険法](#)による[同法第二条の五第一項第二号](#)に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第二号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給に関する事務
- 五 第二号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他[厚生年金保険法](#)の規定による徴収金に関する事務

3 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

- 一 [厚生年金保険法](#)による[同法第二条の五第一項第三号](#)に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給に関する事務
- 五 第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他[厚生年金保険法](#)の規定による徴収金に関する事務

4 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

- 一 [厚生年金保険法](#)による[同法第二条の五第一項第四号](#)の第四号厚生年金被保険者（以下この項において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 第四号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 四 [厚生年金保険法](#)による保険給付の支給に関する事務
- 五 第四号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他[厚生年金保険法](#)の規定による徴収金に関する事務

- 第二十二條 法別表第一の二十六の項の主務省令で定める事務は、[特別支援学校への就学奨励に関する法律](#)（昭和二十九年法律第四百四十四号）[第五条](#)の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。
- 第二十三條 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [学校保健安全法](#)（昭和三十三年法律第五十六号）[第二十四条](#)の援助の対象となる者の認定に関する事務
 - 二 [学校保健安全法第二十四条](#)の医療に要する費用の支給に関する事務
- 第二十三條の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [国家公務員共済組合法](#)による組合員（[同法附則第十二条第三項](#)の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
 - 二 [国家公務員共済組合法第三十七条](#)の組合員（次号並びに次条第一号及び第二号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務
 - 三 組合員に係る標準報酬の月額（[国家公務員共済組合法第四十条第一項](#)に規定する標準報酬の月額をいう。次条第二号において同じ。）、標準期末手当等の額（[同法第四十一条第一項](#)に規定する標準期末手当等の額をいう。次条第二号において同じ。）又は組合員期間（[同法第三十八条第一項](#)に規定する組合員期間をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務
 - 四 [国家公務員共済組合法第五十条第一項](#)又は[第五十一条](#)の短期給付の支給に関する事務
 - 五 [国家公務員共済組合法第五十五条](#)の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務
 - 六 [国家公務員共済組合法第九十八条第一項](#)（第二号から第四号までを除く。）の福祉事業の実施に関する事務
 - 七 [国家公務員共済組合法](#)による掛金に関する事務
 - 八 [国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項](#)の任意継続組合員（[同法附則第十二条第八項](#)の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は[同法第二百二十六条の五第三項](#)の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務
 - 九 [国家公務員共済組合法](#)による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務
- 第二十三條の三 法別表第一の二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 組合員の資格の得喪に関する事務
 - 二 組合員に係る標準報酬の月額、標準期末手当等の額又は組合員期間に関する事務
 - 三 [国家公務員共済組合法](#)による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
 - 四 [国家公務員共済組合法第七十四条](#)の退職等年金給付の支給に関する事務
 - 五 退職等年金分掛金（[国家公務員共済組合法第百条第二項](#)に規定する退職等年金分掛金をいう。）に関する事務
 - 六 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の[国家公務員共済組合法第三十七条](#)の組合員の資格の得喪に関する事務
 - 七 [国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法](#)（昭和三十三年法律第二百二十九号）[第三条](#)に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
 - 八 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた[厚生年金保険法](#)の規定による事務として行う第二十一条の二第二項各号に掲げる事務に準ずる事務
- 第二十四條 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [国民健康保険法](#)（昭和三十三年法律第九十二号）による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
 - 二 [国民健康保険法](#)による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 [国民健康保険法](#)による保険給付の支給に関する事務
 - 四 [国民健康保険法第四十四条第一項](#)の一部負担金に係る措置に関する事務
 - 五 [国民健康保険法第六十三条の二](#)の一時差止めに関する事務
 - 六 [国民健康保険法第七十六条第一項](#)の保険料の徴収又は[同条第二項](#)の保険料の賦課に関する事務
 - 七 [国民健康保険法第八十二条第一項](#)又は第三項の保健事業の実施に関する事務
 - 八 [国民健康保険法第一百三十二条の二第一項](#)の資料の提供等の求めに関する事務
- 第二十四條の二 法別表第一の第三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [国民年金法](#)（昭和三十四年法律第四百四十一号）による被保険者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
 - 二 [国民年金法](#)による被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 [国民年金法](#)による給付の支給及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
 - 四 [国民年金法](#)による給付の支給に関する事務
 - 五 [国民年金法](#)による保険料その他徴収金に関する事務
 - 六 [国民年金法第百八条第一項](#)又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務
- 第二十四條の二の二 法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、[国民年金法第二百二十八条第一項](#)の年金の支給に関する事務（[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[所得税法](#)（昭和四十年法律第三十三号）[第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第三項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。
- 第二十四條の三 法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [国民年金法第二百二十八条第五項](#)の規定により、国民年金基金連合会が委託を受けて行う業務に関する事務（[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第三項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
 - 二 [国民年金法第三百七十七条の十五第一項](#)の年金の支給に関する事務（[地方税法第三百七十七条の六第四項](#)に規定する公的年金等支払報告書、[所得税法第二百二十五条第一項第八号](#)に規定する支払に関する調書又は[同法第二百二十六条第三項](#)に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）
- 第二十四條の四 法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 [中小企業退職金共済法](#)（昭和三十四年法律第六十号）[第三条第一項](#)の退職金共済契約若しくは[同法第四十一条第一項](#)の特定業種退職金共済契約の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - 二 [中小企業退職金共済法](#)による退職金等又は差額の支給を受ける権利に係る請求等（請求、申出、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
 - 三 [中小企業退職金共済法](#)による退職金等又は差額の支給に関する事務
 - 四 [中小企業退職金共済法第二十一条](#)（[同法第五十一条](#)において準用する場合を含む。）の退職金等の返還に関する事務
- 第二十五条 法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [知的障害者福祉法](#)（昭和三十五年法律第三十七号）[第十五条の四](#)の障害福祉サービスの提供に関する事務
 - 二 [知的障害者福祉法第十六条第一項](#)の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
 - 三 [知的障害者福祉法第二十七条](#)の費用の徴収に関する事務
- 第二十六条 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [住宅地区改良法](#)（昭和三十五年法律第八十四号）[第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第十八条第一項](#)の敷金の徴収に関する事務
 - 二 [住宅地区改良法第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第十八条第二項](#)の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 [住宅地区改良法第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第十九条](#)の家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 四 [住宅地区改良法第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第二十五条第一項](#)の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
 - 五 [住宅地区改良法第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第三十二条第一項](#)の明渡しの請求に関する事務
 - 六 [住宅地区改良法第二十九条第一項](#)において準用する[公営住宅法第三十四条](#)の収入状況の報告の請求等又は[同法第四十八条](#)の条例で定める事項に関する事務
 - 七 [住宅地区改良法第二十九条第三項](#)の規定によりその例によることとされる[公営住宅法](#)の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）[第十二条第一項](#)の家賃の決定に関する事務
 - 八 [住宅地区改良法第二十九条第三項](#)の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の第二項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 九 [住宅地区改良法第二十九条第三項](#)の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の第二項の割増賃料の徴収に関する事務
 - 十 [住宅地区改良法第二十九条第三項](#)の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の第二項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 十一 [住宅地区改良法第二十九条第三項](#)の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務
- 第二十七条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、[障害者の雇用の促進等に関する法律](#)（昭和三十五年法律第二百二十三号）[第十一条](#)の職業指導等の実施に関する事務とする。
- 第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [災害対策基本法](#)（昭和三十六年法律第二百二十三号）[第九十条の二第一項](#)の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 [災害対策基本法第九十条の三第一項](#)の被災者台帳の作成に関する事務
- 第二十九条 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 [児童扶養手当法](#)（昭和三十六年法律第二百三十八号）[第六条](#)の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 二 [児童扶養手当法](#)による児童扶養手当証書に関する事務
 - 三 [児童扶養手当法第八条第一項](#)の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 四 [児童扶養手当法第十六条](#)の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 五 [児童扶養手当法第二十八条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 六 [児童扶養手当法第三十条](#)の資料の提供等の求めに関する事務
 - 七 [児童扶養手当法施行規則](#)（昭和三十六年厚生省令第五十一号）[第三条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 八 前各号に掲げるもののほか、[児童扶養手当法第四条第一項](#)の児童扶養手当の支給に関する事務
- 第三十条 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 財産税法（昭和三十二年法律第五十二号）による申告、物納及び延納その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和三十二年法律第七十五号）による所得金額の見積額の計算、予定納税額の減額、国税の免除、控除若しくは還付その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 三 [相続税法](#)（昭和三十五年法律第七十三号）による課税価格の計算及び控除、申告及び還付、延納及び物納その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 四 [日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律](#)（昭和三十七年法律第十一号）による[揮発油税法](#)（昭和三十二年法律第五十五号）、[地方揮発油税法](#)（昭和三十年法律第四号）、[石油ガス税法](#)（昭和三十二年法律第五十六号）及び[石油石炭税法](#)（昭和三十二年法律第二十五号）の特例、免税物品の譲渡の禁止その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 五 [日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律](#)（昭和三十七年法律第十三号）による賦課に関する事務
 - 六 [酒税法](#)（昭和三十八年法律第六号）による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 七 [日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律](#)（昭和三十九年法律第十二号）による消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税の徴収、免税調達資材等の譲受けの制限その他の賦課又は徴収に関する事務
 - 八 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税等の臨時特例に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）による[所得税法](#)等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務

- 九 [遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律](#)（昭和二十九年法律第九十四号）による二重課税に関する申立ての手續その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十 [地方揮発油税法](#)による申告その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十一 [租税特別措置法](#)（昭和三十三年法律第二十六号）による[所得税法](#)、[法人税法](#)（昭和四十年法律第三十四号）、[相続税法](#)、[消費税法](#)（昭和六十三年法律第八号）等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十二 [揮発油税法](#)による申告及び納付、免税及び税額控除その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十三 [滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律](#)（昭和三十三年法律第九十四号）による徴収に関する事務
- 十四 [国税徴収法](#)（昭和三十四年法律第四百七号）による国税と他の債権との調整、第二次納税義務、滞納処分、滞納処分に關する猶予及び停止その他の徴収に関する事務
- 十五 [国税通則法](#)（昭和三十七年法律第六十六号）による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付若しくは充当、附帯税（[同法第二条第四号](#)に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十六 [外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律](#)（昭和三十七年法律第四百四十四号）による[所得税法](#)等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十七 [所得税法](#)による納税地の異動、課税標準の計算及び所得控除、申告、納付及び還付、更正の請求、更正及び決定、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、非居住者若しくは法人の所得に係る源泉徴収、支払調書の提出その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十八 [法人税法](#)による連結納税、事業年度の変更、納税地の異動、各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税の申告、青色申告、更正及び決定その他の賦課又は徴収に関する事務
- 十九 [石油ガス税法](#)による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十 [印紙税法](#)（昭和四十二年法律第二十三号）による納付、申告及び還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十一 [登録免許税法](#)（昭和四十二年法律第三十五号）による徴収に関する事務
- 二十二 [租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律](#)（昭和四十四年法律第四十六号）による免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付、配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等、割引債の償還差益に係る所得税の還付、保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例、租税条約に基づく認定その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十三 [小笠原諸島振興開発特別措置法](#)（昭和四十四年法律第七十九号）による帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例その他の賦課に関する事務
- 二十四 [自動車重量税法](#)（昭和四十六年法律第八十九号）による還付その他の徴収に関する事務
- 二十五 [沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律](#)（昭和四十六年法律第二百二十九号）による内国消費税等の特例その他の賦課に関する事務
- 二十六 [航空機燃料税法](#)（昭和四十七年法律第七号）による申告その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十七 [石油石炭税法](#)による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十八 [たばこ税法](#)（昭和五十九年法律七十二号）、[所得税法等の一部を改正する法律](#)（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条又は[所得税法等の一部を改正する法律](#)（平成三十年法律第七号）附則第五十一条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 二十九 [消費税法](#)による税額控除、申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十 [地価税法](#)（平成三年法律第六十九号）による申告その他の賦課に関する事務
- 三十一 [内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律](#)（平成九年法律第十号）による国外送金等に係る告知書及び調書の提出等、国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等、国外財産に係る調書の提出等その他の賦課に関する事務
- 三十二 [電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律](#)（平成十年法律第二十五号）による電磁的記録による保存等の承認、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認その他の賦課に関する事務
- 三十三 [一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律](#)（平成十年法律第三百三十七号）又は[所得税法等の一部を改正する法律](#)附則第二百五条によるたばこ特別税の申告その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十四 [租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律](#)（平成二十二年法律第八号）による賦課に関する事務
- 三十五 [東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律](#)（平成二十三年法律第二十九号）による[法人税法](#)等の特例その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十六 [東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法](#)（平成二十三年法律第一百七号）による復興特別所得税の申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十七 [地方法人税法](#)（平成二十六年法律第十一号）による申告、還付その他の賦課又は徴収に関する事務
- 三十八 [国際観光旅客税法](#)（平成三十年法律第十六号）による納付その他の徴収に関する事務
- 第三十条の二 [法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [地方公務員等共済組合法](#)（昭和三十七年法律第五十二号）による組合員（[同法附則第十八条第三項](#)の特例退職組合員を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務
 - 二 [地方公務員等共済組合法第三十九条](#)の組合員（次号において「組合員」という。）の資格の得喪に関する事務
 - 三 組合員に係る標準報酬の月額（[地方公務員等共済組合法第四十三条第一項](#)に規定する標準報酬の月額をいう。）、標準期末手当等の額（[同法第四十四条第一項](#)に規定する標準期末手当等の額をいう。）又は組合員期間（[同法第四十条第一項](#)に規定する組合員期間をいう。）に関する事務
 - 四 [地方公務員等共済組合法第五十三条第一項](#)又は[第五十四条](#)の短期給付の支給に関する事務
 - 五 [地方公務員等共済組合法第五十七条の二第一項の一部負担金](#)に係る措置に関する事務
 - 六 [地方公務員等共済組合法第七十六条](#)の退職等年金給付の支給に関する事務
 - 七 [地方公務員等共済組合法第二百十二条第一項](#)（第一号の二から第三号までを除く。）の福祉事業及び[同法第二百十二条の二第一項](#)の特定健康診査等の実施に関する事務
 - 八 [地方公務員等共済組合法](#)による掛金に関する事務
 - 九 [地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項](#)の任意継続組合員（[同法附則第十八条第七項](#)の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は[同法第四百四十四条の二第三項](#)の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務
 - 十 [地方公務員等共済組合法](#)による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務
 - 十一 [地方公務員等共済組合法](#)による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

- 十二 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十九条の組合員の資格の得喪に関する事務
- 十三 [地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法](#)（昭和三十七年法律第五十三号）[第三条](#)に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付の支給並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 十四 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について適用するものとされた[厚生年金保険法](#)の規定による事務として行う第二十一条の二第三項各号に掲げる事務に準ずる事務
- 第三十一条 [法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、\[戦没者等の妻に対する特別給付金支給法\]\(#\)（昭和三十八年法律第六十一号）\[第三条\]\(#\)の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。](#)
- 第三十二条 [法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [老人福祉法](#)（昭和三十八年法律第三十三号）[第十条の四](#)又は[第十一条](#)の福祉の措置の実施に関する事務
 - 二 [老人福祉法第二十一条](#)の費用の支弁又は[同法第二十八条第一項](#)の費用の徴収に関する事務
 - 三 [老人福祉法第三十六条](#)の調査等の求めに関する事務
- 第三十三条 [法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [戦傷病者特別援護法](#)（昭和三十八年法律第六十八号）による戦傷病者手帳に関する事務
 - 二 [戦傷病者特別援護法第九条](#)の援護に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
- 第三十四条 [法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [母子及び父子並びに寡婦福祉法](#)（昭和三十九年法律第二十九号）[第十三条第一項](#)、[第三十一条の六第一項](#)若しくは[第三十二条第一項](#)若しくは附則[第三条](#)若しくは[第六条](#)の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 [母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項](#)（[同法第三十一条の六第五項](#)において準用する場合を含む。）の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、[母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項](#)、[第三十一条の六第一項](#)若しくは[第三十二条第一項](#)又は附則[第三条](#)若しくは[第六条](#)の資金の貸付けに関する事務
- 第三十五条 [法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項](#)、[第三十一条の七第一項](#)若しくは[第三十三条第一項](#)の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 前号に掲げるもののほか、[母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項](#)、[第三十一条の七第一項](#)若しくは[第三十三条第一項](#)の便宜の供与に関する事務
- 第三十六条 [法別表第一の四十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条](#)（[同法第三十一条の十](#)において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 前号に掲げるもののほか、[母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条](#)の給付金の支給に関する事務
- 第三十七条 [法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）[第五条](#)の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 二 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律](#)による特別児童扶養手当証書に関する事務
 - 三 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条](#)の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 四 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条](#)において読み替えて準用する[児童扶養手当法第八条第一項](#)の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 五 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。）
 - 六 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条](#)の資料の提供等の求めに関する事務
 - 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）[第三条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 八 前各号に掲げるもののほか、[特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項](#)の特別児童扶養手当の支給に関する事務
- 第三十八条 [法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条](#)（[同法第二十六条の五](#)において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
 - 二 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。）
 - 三 [特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十七条](#)の資料の提供等の求めに関する事務
 - 四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の[特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条](#)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、[特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条](#)の障害児福祉手当、[同法第二十六条の二](#)の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
- 第三十九条 [法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、\[戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法\]\(#\)（昭和四十年法律第百号）\[第三条\]\(#\)の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。](#)
- 第四十条 [法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。](#)
- 一 [母子保健法](#)（昭和四十年法律第四十一号）[第十条](#)の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務
 - 二 [母子保健法第十一条](#)の新生児の訪問指導の実施に関する事務
 - 三 [母子保健法第十二条第一項](#)の健康診査の実施又は[同法第十三条](#)の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務
 - 四 [母子保健法第十五条](#)の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
 - 五 [母子保健法第十六条第一項](#)の母子健康手帳の交付に関する事務
 - 六 [母子保健法第十七条第一項](#)の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務
 - 七 [母子保健法第十八条](#)の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
 - 八 [母子保健法第十九条第一項](#)の未熟児の訪問指導の実施に関する事務